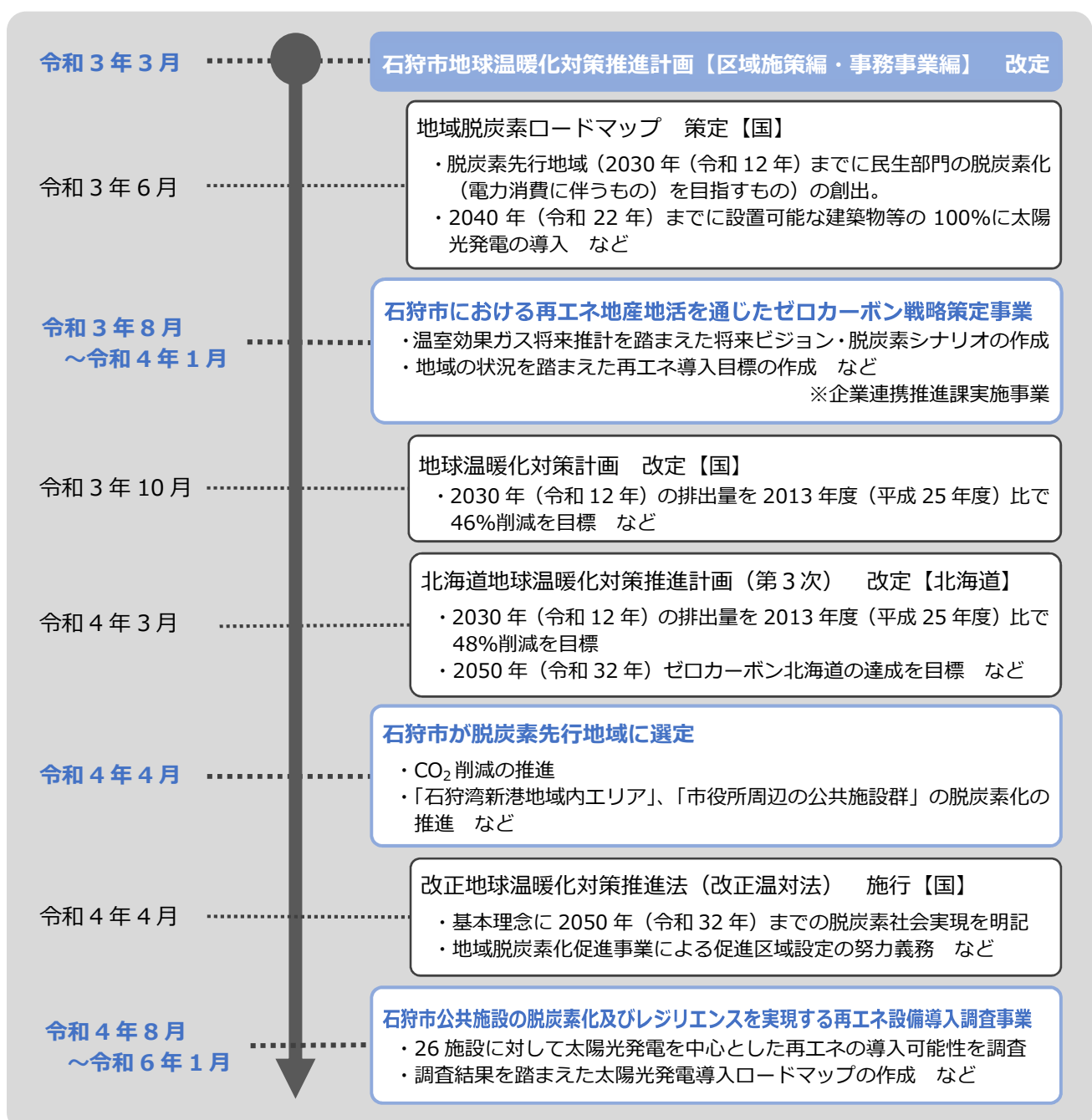


# 地球温暖化対策推進計画の改定について

## 1. 計画の目的・位置づけ

石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編・事務事業編）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 19 条第 2 項及び第 21 条第 1 項に基づき、市域全体を取り組み対象とする区域施策編と、市の事業と全公共施設を取り組み対象とする事務事業編を策定しているものである。

両計画は、2021 年（令和 3 年）3 月に改定したところであるが、改定後、国や本市を取り巻く脱炭素に関する動向が大きく変化したことから、最新の環境情勢や、本市の取組状況などを踏まえて、脱炭素社会に向けた基本的な方針や講ずべき施策を定めるための改定を行う。



# 区域施策編

削減目標/基準年度 2013 年度（平成 25 年度）に対して、  
2030 年度（令和 12 年度） 26.7%の削減  
→2030 年度（令和 12 年度） 46%の削減【取組①】

## 【基本方針】

- 省エネルギー化と再生可能エネルギー導入を中心とした地球温暖化対策の推進
- 地域の再生可能エネルギーを活用した環境負荷の低減と地域活力の創造の両立
- 気候変動の「緩和」と「適応」を意識した環境保全対策の推進

## 【施策】

- 緩和策
  - ・再生可能エネルギー等の利用促進【取組②④⑤】
  - ・省エネルギーの推進【取組③】
  - ・循環型社会の形成
  - ・二酸化炭素吸収源の拡大
  - ・パートナーシップによる取り組みや環境教育の推進
- 適応策
  - ・産業分野における適応策
  - ・自然環境分野における適応策
  - ・自然災害分野における適応策
  - ・生活・健康分野における適応策

## 改定内容

- 取組①：国の「地球温暖化対策計画」と同等以上の削減目標の設定  
(基準年度 2013 年度（平成 25 年度）に対して、2030 年度（令和 12 年度）には 46%の削減)
- 取組②：改正温対法に基づく促進区域の設定
- 取組③：徹底的な省エネルギー化の推進
- 石狩市における再エネ地産地活を通じたゼロカーボン戦略策定事業内容の反映
  - 取組④：2050 年（令和 32 年）のゼロカーボン達成に向けたシナリオ
  - 取組⑤：再エネ導入目標
- 脱炭素先行地域事業内容の反映

など

# 事務事業編

削減目標/基準年度 2013 年度（平成 25 年度）に対して、  
2025 年度（令和 7 年度）28%、2030 年度（令和 12 年度）40%の削減  
→2025 年度（令和 7 年度）35%、2030 年度（令和 12 年）50%の削減【取組①】

## 【基本方針】

- 建築物及び設備の省エネルギー化
- 再生可能エネルギー等の有効活用
- 省エネルギー行動（職員行動）の推進

## 【施策】

- 建築物及び設備の省エネルギー化【取組④】
- 再生可能エネルギー等の有効活用【取組②③】
- 省エネルギー行動の継続

## 改定内容

**取組①**：政府実行計画と同等以上の削減目標の設定

（基準年度 2013 年度（平成 25 年度）に対して、2030 年度（令和 12 年度）には 50%の削減）

### ● 公共施設の脱炭素化及びレジリエンスを実現する再エネ設備導入調査事業内容の反映

**取組②**：公共施設への太陽光発電の導入可能性

**取組③**：公共施設への地中熱・太陽熱・木質バイオマス・雪氷冷熱等の導入可能性

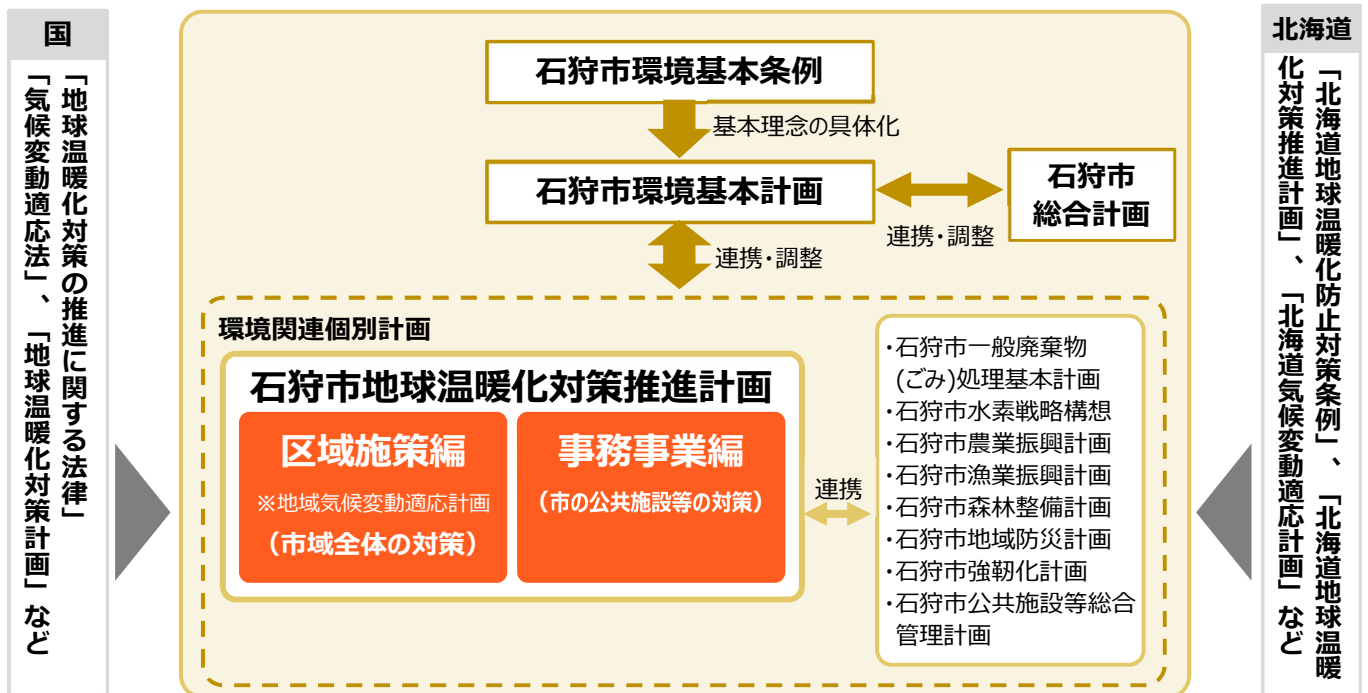
**取組④**：公共施設への省エネ設備の導入可能性

### ● 脱炭素先行地域事業内容の反映

など

## 2. 改定スケジュールについて（予定）

時期	環境審議会	パブリックコメント
令和 5 年 8 月	諮問	
9 月		
10 月		
11 月		
12 月	審議	意見募集 ↓
令和 6 年 1 月		
2 月	答申 ↓	検討結果公表
3 月		



※ 地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体実行計画等)  
 第 21 条 都道府県及び市町村は単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。  
 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
 一 計画期間  
 二 地方公共団体実行計画の目標  
 三 実施しようとする措置の内容  
 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

※ 石狩市環境基本条例

(施策の実施のための計画)  
 第 11 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に実施するため、市が環境基本計画に基づき中期的に実施する施策に関する計画を策定しなければならない。  
 2 市長は、前項の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

3. 計画の目標年次等について（現行計画から変更なし）

- ① 石狩市地球温暖化対策推進計画（区域施策編）  
 計画期間：10 年間（2021 年度（令和 3 年度） から 2030 年度（令和 12 年度））
- ② 石狩市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）  
 計画期間：5 年間（2021 年度（令和 3 年度） から 2025 年度（令和 7 年度））